

## 五條消防署可燃性ガス等測定器の保守点検業務委託仕様書

### 1 目的

この仕様書は、奈良県広域消防組合五條消防署(以下「発注者」という。)が実施する五條消防署可燃性ガス等測定器の保守点検業務委託について必要な事項を定めるものとする。

### 2 履行場所

奈良県五條市今井4丁目3番 23号

奈良県広域消防組合五條消防署

### 3 履行期限

令和8年3月 31日

### 4 点検資器材及び数量

理研計器株式会社製

ポータブルマルチガスモニター GX6000 AH111P2E5L 1台

※前回点検:令和6年 10月

### 5 業務内容及び実施に伴う留意事項

- ・理研計器株式会社が示す取扱説明書(PTO-135)の、「7 保守点検」内の定期点検を行うこと。
- ・推奨交換周期をむかえた定期交換部品の交換を行うこと。
- ・当該測定器の機能を維持するうえで、追加して修繕又は交換を必要とする箇所を発見した場合は、速やかに発注者の指示を受けること。

### 6 業務の完了

受注者は、この仕様書に基づく点検の実施に際し、事前に発注者の承認を受けた上で実施するものとし、その結果を記録したメーカー推奨の保守点検業務結果報告書を発注者に提出すること。必要書類の提出及び発注者による検査を受け合格したことをもって業務の完了とする。

### 7 支払い条件

業務完了後、受注者の適法な請求を受理した日から 30 日以内に発注者が受注者の指定する口座へ振り込むこととする。

### 8 見積単位及び落札者決定の方法等

- ・業務実施に係る費用の総額を記載した消費税を含まない金額を記載した見積書を提出すること。
- ・落札者の決定は、見積金額に消費税を加算した額(当該金額に1円未満の端数があるときは、

その端数を切り捨てた額とする。)をもって落札価格とするので、消費税にかかる課税事業者であるか、免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 110 分の 100 に相当する金額を見積書に記載すること。

- ・見積金額には、本業務にかかる全ての費用(定期交換部品代およびセンサ関連部品・技術料等)を含めるものとする。
- ・点検業務により発生する廃材の撤去、廃棄に係る処理費用は、保守点検業務の費用に含めること。

## 9 その他

- ・受注者は、当該業務の完了後1年以内に当該業務に係る交換部品等の不良による故障が発生した場合は、無償にて修理又は交換を行うこと。ただし、メーカー保証のあるものは除く。また、構造或いは製作に関わる技術に起因する不備欠陥については保証期間後においても無償にて修理又は交換を行うこと。
- ・点検の実施に際しては、事前に発注者の承諾を受け、発注者の指示に従って行うこと。
- ・受注者は、本仕様書に記載されていない事項で必要となるものについては、見積金額の範囲内で誠意をもって行うこと。
- ・本仕様書に記載されていない事項及び疑義が生じた場合は、発注者と受注者が協議し決定するものとする。
- ・点検の実施においては、安全確保に努めること。
- ・契約後、受注者は速やかに見積明細書を提出すること。